



® 平成 29 年 2 月 20 日 (月)

No. 14387 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [大阪地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《大阪地方裁判所》

実用新案権侵害差止等請求事件

(足先支持パッド事件) [上] (全2回)

—平成26年(ワ)第4916号、平成28年3月17日判決言渡—

事件の骨組

本件は、被告が製造、販売した足指間パッド(被告商品、商品名「大山式ボディメイクパッド」等)が、原告(権利者A)の所有する実用新案権(登録第3170112号)の登録考案の技術的範囲に属するとして、被告商品の製造、譲渡等の差止め、廃棄とともに、同被告商品に付された標章が、原告会社(有)ガルボプランニング、同(有)ガルボプランニングは実用新案権の独占的通常実施権の設定を受けている。)の所有する商標権(登録第5537006号)を侵害しているとして、同被告商品の譲渡等の差止め、廃棄を求め、さらに実用新案権の独占的通常実施権侵害、商標権侵害に基づく損害賠償が請求された事件である。

40th
Anniversary
1976-2016



八田国際特許業務法人

所長 八田 幹雄*

所長代理 都祭 正則

弁理士 松平 亜希子

弁理士 廣瀬 豪

弁理士 山下 悠*

所長代理 長谷川 俊弘

弁理士 久野 栄造

弁理士 尾崎 宗活

弁理士 鈴木 雄一郎

副所長 藤田 健**

中国室長 荒木 一秀

弁理士 熱海 淳*

弁理士 土屋 孝宏*

弁理士 栗原 寛子

*付記登録(特定侵害訴訟代理権)

**米国Patent Agent試験合格

〒102-0084 東京都千代田区二番町11番地9 ダイアパレス二番町

電話 03(3230)4766

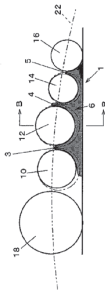
FAX 03(3263)4668

E-mail: info@hatpat.co.jp

URL: <http://www.hatpat.jp>

【登録第3170112号実用新案権：権利者、原告A】
(原告、南カプランニングに独占的通常実施権設定)

【図3】



【図4】



【構成要件】

- ① 足指の付け根部の下側に嵌め込み、
- ② 柔軟で弾性を有する素材の
- ③ 足先支持パッドであって、
- ④ 足裏における指頭部下辺から少なくとも第2指、第3指、第4指、小指の指頭部下辺までの間に配置させる水平部と、
- ⑤ 少なくとも第2指と第3指との間、第3指と第4指との間、第4指と小指との間にそれぞれ入り込む第1、第2および第3凸状部とからなり、
- ⑥ パッド水平部の上面および3個のバッド凸状部の側面は、各指の付け根部の下側と密接できるように全体がなだらかに湾曲し、
- ⑦ 少なくとも第1および第2凸状部が高さ方向に長く延びることにより、第1と第2凸状部間および第2と第3凸状部間が半円形側面となり、第2指と第3指との間および第3指と第4指との間で足裏に保持される足先支持パッド。

【登録商標第5537006号商標権：

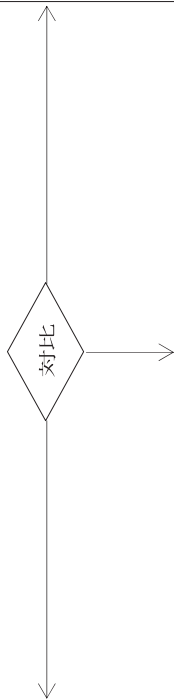
権利者、原告南カプランニング】

toe gripper

大山式ボディメイク トウグリッパー

【原告】

【被告】



(判決理由まとめ)

争点1-1 (実用新案権侵害、文言照合)：構成要件①ないし、③、⑤、⑦を文言上充足するが、構成要件④及び⑥の一部 (水平部及び小指の指頭部下辺まで至り、水平部の上面及び第3凸状部の側面が小指の付け根部の下側と密接できるようになだらかに湾曲していること) を文言上充足すると認めるところではない。

争点1-2 (実用新案権侵害、均等)：【第1要件】構成要件④及び⑥の一部に係る差異は、本件考案の固有の作用効果を基礎づける本質的部分に属するものでない。

【第2要件】構成要件④及び⑥の構成を被告製品の構成に置き換えても、本件考案と同一の作用効果を奏するものと認められる。【第3要件】構成要件④及び⑥と被告製品との差異に係る部分をそれぞれ被告製品の構成に置き換えることについては、当業者が対象製品等製図等に容易に推察することができたというべきである。【第4要件及び第5要件】容易推察、意識的除外について、被告において主張立証しない。争点2-1 (乙17の1による同一性)：乙17の1発明において、つま先スプレッドのベースを各指の指頭部下辺までの間に配置させるのが否か (相違点) は明らかではなく、新規性欠如により無効とすべきものとは認められない。

争点2-2 (乙17の1、乙17の3による容易想起性)：乙17の3発明においても、パッドの縦幅を指頭部下辺までの間に配置することは 明記されておらず、相違点に係る構成が提示されているとは認められない。

争点2-3 (乙19の1による容易想起性)：乙19の1発明において、特に、指特上板の水平部を各指の指頭部下辺までの間に配置させるのが明らかでない。

争点3 (商標権侵害)：本件商標全体と被告標章全体を対比すると、外観において、大きく異なる (称呼、観念についても類似するとはいえない)。特に強く交通的が印象を与える「toe gripper」の部分と被告標章全体、要部を対比すると、両者は外観、称呼、観念のいずれにおいても大きく異なるものというべきである。

争点4 (被告の過失)：少なくとも技術評価書を示した警告を受けた平成26年3月12日以降においては、被告の過失が認められるというべきである。

争点5 (損害額)：原告商品の単体販売単価799円、利益693.4円、数量61万5191個、ムック本販売単価180円、利益85.6円、数量77万6250個、販売することができない事情に相当する持株数数量を70%と認定し、損害積算数量を18万4558個、23万2875個とし、693.4円×18万4558個、85.6円×23万2875個、弁護士費用1500万円として、総計1億6290万6617円の損害賠償請求額とした。

【判決理由のまとめ】

【被告、柳イースマイル製品2】
(商品名「大山式ボディメイクパッドPRO」)



外に製品1として、商品名「大山式ボディメイクパッド」がある。

【被告商品の構成】

- A 第1指及び第4指を着脱可能な大小2つの嵌合リングに第1指及び第4指を挿入して装着する、
- B 伸縮性と柔軟性のあるエラストマーの素材の
- C 足指間パッドであって、
- D 前記両嵌合リングを繋いで第2指と第3指とを嵌合し、足裏における第1指から第4指の付け根から指頭部下辺までの間に配置させる、両端を上方に湾曲させた基礎部と、
- E 第1指に嵌合する大径の嵌合リングと第2指と第3指に入り込む突出部と第4指に嵌合する小径の嵌合リングとからなり、
- F 前記基礎部の上面、前記両嵌合リングの内側面及び外側面、並びに前記突出部の両側面は、第1指から第4指の付け根部の下側と密接できるように全体がなだらかに湾曲し、
- G 少なくとも第1指と第4指の嵌合リングに第1指と第4指を挿入することによって足裏に保持される指足間パッド。

【被告標章1】



外に被告標章2、3がある。